

いつまでも若々しいアナタで…

運動することが
楽しくなる!!

第3クール!

費用は全て無料!
先着30名様限定
おおむね30~60歳の男女
無料託児あり!



- 運動を始めても続かない
- 昔から運動がキライ
- 健診で運動するように言われたけど、実践できていない
- 小さい子どもがいるから運動する時間がない
- 運動したいけど、腰や膝が痛い

【問い合わせ・申込先】
健康管理センター TEL365・1399

健康応援講座

~川越健幸スポーツ倶楽部~

	日程	内容
1回目	10月5日(火)	自宅でできる運動について ~その極意とは!??~
2回目	10月14日(木)	健康体操 ~腹部と腰に意識をもって~
3回目	10月27日(水)	簡単筋トレ ~運動をうまく継続させよう~
4回目	11月11日(木)	簡単エアロビクス(ラテンエアロ) ~腰を使ってラテン気分~
5回目	12月1日(水)	簡単ストレッチ ~からだにここちよく~

対象: おおむね30~60歳で運動不足を感じている方
場所: いぎいきセンター 2階 大研修室
時間: いずれも午前9時50分~
申込受付期間 9月27日(月)まで
(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)
※無料託児は先着10名です。お早めにお申込みください。
なお、全過程参加できる方を優先させていただきます。

都市計画の基本的な方向性を示す 「三重県都市マスタープラン」 の縦覧について

「三重県都市マスタープラン(北勢圏域)」の素案を作成しましたので、素案を縦覧するとともに、縦覧期間中に意見申出書の提出があった場合には、公聴会を開催します。

○素案の縦覧
期間: 9月17日(金)から10月4日(月)まで(土・日曜日、祝日を除く開庁時間に限る)
場所: 三重県県土整備部都市政策室、三重県情報公開・個人情報総合窓口、桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、川越町企画情報課

※三重県のホームページにおいて、縦覧期間中は素案の閲覧が可能です。
(<http://www.pref.mie.jp/TOSHIKI/HP/toshi/kouchou.htm>)

○公聴会
公聴会で意見を述べようとする方は、意見申出書を縦覧期間中(必着)に知事あてで三重県県土整備部都市政策室に提出してください。

なお、公述の申し出が無い場合は、公聴会を中止します。中止の場合は開催日の1週間前までに、素案の縦覧場所及び三重県のホームページ(上記)においてお知らせします。

日時: 10月17日(日)午後1時開会
場所: 三重県四日市庁舎6階大会議室
(四日市市新正4-21-5)

【問い合わせ先】
三重県県土整備部 都市政策室
TEL 059・224・2718
(電子メール) toshiki@pref.mie.jp

四日市税務署からのお知らせ 「税務職員」を装った 不審な電話にご注意ください

税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ振込みを行わせるなどの「振り込め詐欺」による被害が発生しています。

税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせをする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

また、税務署や国税局では

- ①税金の還付を行う際には、事前に還付の通知書を送付しています。
- ②納税者の皆様が申告書に記載した受取場所に還付金を振り込みます。
- ③電話により、「医療費の還付金がある」「〇年分の税金が納めすぎです」などと持ちかけ、納税者の皆様を金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)に誘導することはありません。
- ④「0120」で始まるフリーダイヤルの電話は設置していません。

上記内容を求める不審な電話があった場合は、指示された電話番号に連絡することなく、最寄りの税務署まで電話等によりお問い合わせください。

(連絡先) 四日市税務署
総務課 TEL 352・3141
※電話は自動音声により案内していますので、税務署を選択する場合は「2」を押してください。

●平成22年3月まで児童手当を受給していた方は、新たな請求手続きは必要ありません。(ただし、新たに子ども手当の対象となる子ども(原則として中学2年生と3年生)がいる場合には、「子ども手当額改定認定請求書」の提出が必要です。)
●平成22年3月31日現在、児童手当を受給していない方は認定請求書の提出が必要です。
●子どもが生まれた方や、転居によりお住まいの市区町村が変わった場合も請求書の提出が必要です。

●原則として子ども手当の支給は、請求の翌月からとなります。ただし、平成22年4月1日現在で子ども手当の受給資格があり、同年9月30日までに新規認定または中学生の子どもの額改定認定の請求をし、受け付けたものに限り、特例的に4月分にさかのぼります。

子ども手当 についての ご案内

ただし、次の場合は請求先が変わります。
①受給資格者が単身赴任などで町外に居住している場合
受給資格者が居住する市区町村に請求してください。
②受給資格者が公務員の場合
勤務先に請求してください。
※受給資格者とは、子どもを監護(養育)し、生計を同一にする父または母。父母に監護されていない子どもについては、子どもを監護し、生計を維持する養育者。父母ともに収入がある場合は、生計の中心となる(収入の多い)方が請求してください。
すでに手続きを済ませられた場合は、請求の必要はありません。

全国一斉 「高齢者・障害者の人権あんしん相談」 強化週間

平成21年中に法務省の人権擁護機関が新規に救済手続きを開始した人権侵害事件数は21,218件であり、このうち最も多いのは暴行・虐待事案で5,099件でありました。いわゆる社会的に弱い立場にあるとされる女性、児童、高齢者、障害者を被害者とする割合はその85%にあたる4,334件であり、前年に比べ0.4%増加となっています。

また、高齢者施設、知的障害者更正施設等の社会福祉施設における人権侵害事件数は153件で、前年に比べ19.5%増加となっています。
そこで、このような高齢者や障害者をめぐる種々の人権問題の解決を図るための取組を強化することを目的として、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施します。

高齢者・障害者の人権あんしん相談
期間 平成22年9月6日(月)~9月12日(日)までの7日間
時間 午前8時30分から午後7時まで
※ただし、土・日曜日は午前10時から午後5時まで
場所 津地方法務局 TEL059・228・4711

【問い合わせ先】
福祉課
TEL 366・7116

9月10日は「下水道の日」です

「下水道の日」は下水道の普及促進のために下水道促進デーとして始まったものです。台風シーズンと言われる立春から数えて210日を過ぎた220日にあたる「9月10日」が下水道の日となりました。

下水道に接続すると、各ご家庭や事業所から排出される汚水は、処理施設できれいな水に処理され川や海に流されます。まだ下水道に接続されていないご家庭・事業所は一日も早く接続し、より良い自然環境をつくっていきましょう。

川越町内の下水道接続工事は、「川越町公共下水道排水設備工事指定業者」が行うよう条例で定められています。必ず町指定業者にご依頼いただきますようお願いいたします。

排水設備工事に伴うご相談がありましたら、町指定業者または町上下水道課までご相談ください。
川をきれいに!

【問い合わせ先】
上下水道課 TEL 366・7118